

第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

1 課題

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、身体機能と精神的な面での健康が重要です。転倒の予防のために体操教室に通うことや、趣味のサークルへの参加や経験を生かした仕事に従事するといった活動は、介護予防にもなり、加えて自身の充足感を獲得し生活の質を向上させる一助となると考えます。

2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護のニーズは高まり、多様化していくことが予測されます。また、高齢者が増加する一方で、現役世代の減少が危ぶまれ、将来的に高齢者を支える人材の確保が重要となります。

そのためにも、今後も「要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止」等の介護保険制度の理念を堅持するとともに、茨城県地域医療構想等との整合性の確保や「介護離職ゼロ」に向けた介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備等を図っていく必要があります。加えて、介護を担う人材の不足が予測されるため、人材確保等の取り組みが求められます。

2 基本理念

第9期しあわせプラン21の基本理念は、ひたちなか市第3次総合計画の基本構想を踏まえ、引続き「ともに支えあい末永く健やかに暮らせるまちづくり」とします。

3 基本方針

第8期しあわせプラン21では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきました。今後も、本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築していくため、第8期での取組を更に深めていく必要があります。よって、本計画の基本方針は、引き続き「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」とし、そのために必要となる施策の柱7項目を次のとおり定めます。

4 施策の柱となる7項目

1 介護給付等対象サービスの充実

介護サービスの基盤整備におきましては、中長期的な地域の人口動態、介護ニーズ及び家族の負担軽減等を踏まえ、地域の実情に合わせた柔軟なサービスが提供できるように、支援体制を整備することが重要です。

なかでも、住み慣れた地域において継続して日常生活を送ることができるよう、市内居住者を利用対象とした地域密着型サービスは、居宅要介護者の在宅生活を支えるうえで需要が大きいと想定されますので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の整備を図り、医療ニーズの高い要介護者等に対し支援の充実に努めます。

また、全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題になっていることから、現場を支える介護人材の育成、確保及び離職防止に向けた取り組みを推進していきます。

2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

増え続ける高齢者が、いつまでも元気で心豊かに自立した生活を続けられるようにしていくためには、高齢者一人ひとりが自ら健康の維持・増進に取り組んでいくことが非常に重要です。

そのため、一般介護予防事業を含めた「介護予防・日常生活支援総合事業」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を更に充実させるとともに、介護予防ポイント事業を新たに展開していくなど、高齢者の健康寿命を延ばしていくための取り組みを推進していきます。

3 地域住民がともに支え合う地域づくり

高齢化や核家族化の進行などによって、地域関係の希薄化やコミュニティ機能の低下が懸念されているなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域で支え合う体制づくりが重要です。

そのため、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、民間企業、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図っていきます。

また、地域住民による多様な地域福祉等に関する活動を支援し、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

4 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者や認知症の高齢者等の増加が見込まれております。当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他関係者の連携を推進します。

5 認知症施策と権利擁護の推進

認知症の人の数は、高齢化の進展に伴い更に増加が見込まれており、推計では2025年には700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、約4人に1人になると予測されています。

令和元年6月に策定された「認知症施策推進大綱」の中間評価や、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の国が策定する認知症施策推進基本計画等の内容を踏まえて、第9期計画の取組を更に進め、実効性のある認知症施策を推進してまいります。

また、権利擁護の推進として「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」についても本項目の中に位置づけます。

6 生きがいづくりと社会参加の促進

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることや、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献等、高齢者の社会参加意欲を生かすことのできる環境づくりを推進します。

7 高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるため、高齢者がそれぞれのニーズにあった住まいで生活し、生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが必要となります。

そのため、持家や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいが、地域のニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、入居者が安心して暮らすことができるよう、茨城県等関係機関との連携に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者の見守りや移動支援、高齢者の消費者被害防止等、安心・安全な生活環境の向上に努めます。